

平成30年
労災遺児等奨学生募集のご案内

平成30年1月

公益財団法人 酒井CHS振興財団

平成30年労災遺児等奨学生募集のご案内

平成30年1月18日

公益財団法人 酒井CHS振興財団

〒102-0081

東京都千代田区四番町7番地

TEL:03-5276-1940

FAX:03-5276-1670

E-mail:shougaku@sakai-chs.or.jp

当財団は、平成27年度から、労災遺児等である学生の方々を対象とした奨学金の給付事業を実施しています。

このたび、本年の労災遺児等奨学生を募集いたしますので、ご案内します。

「労災遺児等である学生」とは、次の①から③までに掲げるいずれかに該当する学生をいいます。

- ① 労働災害で死亡した労働者の子である学生
- ② 労働災害で障害者又は傷病者となった労働者の子である学生
- ③ 労働災害で障害者又は傷病者となった労働者本人である学生

当財団の奨学金制度の特色

1 当財団の奨学金給付制度は、労災遺児等である学生（既にほかの団体等から奨学金を受けている学生を含みます。）の方が、例えば、次の①から④までに掲げるいずれかの事情から、学費の確保又は補充を必要とされている場合において、1年間・給付（返済不要）型奨学金の支給により機動的に支援するものです。

なお、当財団の奨学金を既に受けた労災遺児等である学生の方が、なお厳しい経済状況に陥っている場合には、再度、当財団の奨学金に応募することができますが、できる限り多くの方が、当奨学金を受給されることを原則としています。

- ① 進学すること等になったが、奨学金が未だ決まっていないので、奨学金を受けたい。
- ② ほかの団体等から受けている奨学金（給付及び貸与のいずれかを問わない）だけでは学費が足りないため、「追加の」奨学金を受けたい。
- ③ 家庭の経済事情が悪化したが、一般の奨学金の申込時期でない等のため、「応急の」奨学金を受けたい。
- ④ 一般の奨学金を申し込んだが、受けられなかったため、次の申込時期等までの間の「つなぎの」奨学金を受けたい。

2 当財団の奨学金給付事業は、労災遺児等である学生の方の事情に応じて機動的に実施しています。定員の充足状況に応じて2回目の募集を行います。定員が充足された場合には、第2回目の募集は行いません。

具体的な募集内容は下記のとおりです。なお、当財団の奨学金制度や募集内容は、当財団のホームページでもご覧いただけます。

また、独立行政法人日本学生支援機構のホームページでも紹介されています。

記

1 奨学生の募集のための周知及び募集

募集の周知期間及び募集期間を通して、本ご案内を関係団体、学校及び入手希望の方に配布いたします。また、当財団のホームページからダウンロードすることができます。

奨学生の周知及び募集期間中には、申込書の作成方法や添付書類等についてのご質問等にお答えいたします。

募集	周知期間	募集期間
第1回目	1月～3月	2月1日～5月17日 ※申請書類必着
第2回目	未定	

(注) 第2回目の募集を行う場合は、当財団のホームページにてご案内いたします。

2 応募資格

労災遺児等である学生で、奨学生に応募できる者は、次の①から③に掲げる条件にすべて適合する方です。

- ① 日本国内にある高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、短期大学、大学又は大学院に在籍していること
(注) 学校教育法第1条に規定されている学校に限りますので、専門学校等を除きます。
- ② 学術優秀、健康かつ品行方正であること
- ③ 経済事情により学費の支弁が困難であること

3 募集人数

募集	募集の人数
第1回目	定員である30人（予定）
第2回目	第1回目の奨学生の人数が募集人数に達したときは、中止します。

4 奨学金給付の内容

奨学生には、次の（1）から（4）までに示すところにより奨学金が支給されます。

- （1）奨学金の種類： 給付（貸与ではありませんので、返済は不要です。）
- （2）奨学金の額： 月額3万円（総額36万円）
- （3）支給の方法： 銀行等への振込
- （4）支給の開始時期及び期間

募集	奨学生の決定	支給の開始時期	支給の対象期間
第1回目	6月	6月（※）	4月～翌年3月までの1年間
第2回目	未定		

※ 6月（支給開始月）に限り、4月分、5月分を含め3ヶ月分を合わせて支給します。

5 応募の方法

- （1）上記2の応募資格に適合する学生の方は、

本ご案内5ページの様式1「奨学金受給希望申込書」（以下「申込書」といいます。）の「1 応募学生の方の記入欄」に所定の事項を記入して、8ページの「2 添付書類」の「④ 所得証明書」及び「⑤ 労災遺児等であることを証明する書面」を添え、在籍している学校の担当者に提出してください。

なお、この時に本ご案内も一緒に渡してください。

- （2）学校の担当者の方は、

応募学生について、本ご案内2ページの「2 応募資格」、申込書の「1 応募学生の方の記入欄」及び「2 添付書類」を基に審査し、申込者として適格であると認められる場合は、申込書冒頭部分及び9ページの「3 在籍学校の担当者の方の記入欄」に所定の事項を記入してください。また、10ページの様式2「奨学金受給希望学生推薦書」（以下「推薦書」といいます。）を推薦者に作成していただいた後、申込書、推薦書及び添付書類を11ページの応募書類確認欄にてチェックのうえ、当財団事務局宛に郵送により送付して下さい。

（注）応募は、必ず在籍する学校を通じて行ってください。学生からの直接の応募は受付しません。

(3) 当財団に提出された全ての書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。

6 奨学生の選考及び決定

応募者について、当財団に設置している選考委員会において、申込書、添付書類及び推薦書を基に審議し、奨学生を選定します。

第1回目の奨学生として決定した学生の方に対しては、それぞれ在籍する学校を通じて、本年6月に通知します。

7 奨学生の順守事項

奨学生の方に守っていただく主なことは、次の①から⑤までに掲げるとおりです。

- ① 奨学生として決定後、速やかに「誓約書」を提出すること
- ② 毎月の奨学金の入金毎に「奨学金受領確認及び近況報告書」提出すること
期限までに提出がない場合、奨学金の給付を停止する場合があります。
- ③ 奨学金の給付が奨学生の学業及び生活の両面で実際にどの程度役立っているかを把握等のために財団が実施するアンケート調査への協力、作文の提出及び交流会への参加等
- ④ 退学、停学、留年、休学又は転学することになったときは、直ちに届け出ること
- ⑤ 転居、扶養者の変更があったときは、速やかに届け出ること

(注) 順守事項を怠った場合、又は退学、停学等の場合は、状況により奨学金の支給が停止されることがあります。

8 個人情報等の取扱い

当奨学金給付事業で知り得た情報は、この当事業に関してのみに用い、それ以外の目的には使用いたしません。

また、応募のため提出していただいた書類・情報は、当財団において厳重に管理し、外部には一切開示いたしません。

「応募に協力される学校の担当者の方へのお願い」

本奨学金給付事業は、一般の学生ではなく、親が労働災害で亡くなった等の学生を対象としますので、労災補償に係る団体がそのような学生を把握しやすいことから、まず、そのような団体に応募の勧奨を依頼して、協力を得ることから始めておりますことに、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

つきましては、学生から応募したいとの申し出があった場合には、お手数をお掛けいたしますが、何とぞよろしくお取り計らいいただきたくお願い申し上げます。

奨学金受給希望申込書

提出日：平成30年 月 日

公益財団法人 酒井CHS振興財団

代表理事 澤田 陽太郎 殿

平成30年労災遺児等奨学生募集に申込みますので、よろしくお願い申し上げます。

学校名

所在地 〒

.....

(担当者)

部署

役職・氏名

_____ ⑩

TEL

FAX

E-mail

1 応募学生の方の記入欄

(注) ○又は☑印を付けるとともに、記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	年 齢	性 別
氏 名		昭和・平成 年 月 日	(記入日現在) 満 才	男 ・ 女
フリガナ		学部、専攻、研究科等の区分		学年
在籍学校名		(入学・移行時年齢： 才)		年
フリガナ		本人との続柄		
扶養者の氏名				
現住所	(〒 -)			
			
			
	区 分	☐自宅 ・ ☐下宿 ・ ☐寮 ・ ☐その他()		
連絡先電話番号(- -)		携帯電話(- -)		
メールアドレス ()				

<p>応募することになったきっかけ、動機</p>	<p>いずれかの番号を○で囲み、及び（ ）内に記入してください。</p> <p>1 当財団のホームページ</p> <p>2 当財団の労災遺児等奨学生募集の(1 ご案内 2 リーフレット)</p> <p>3 日本学生支援機構のホームページ</p> <p>4 (1 親 2 学校担当者 3 その他の人())から勧められた。</p> <p>5 労災ケアサポーターから紹介、勧め等があった。</p> <p>6 労災サポートセンターの(1 通知 2 資料 3 その他())で知り、応募した。</p> <p>7 産業殉職者霊堂奉賛会の担当者等から勧められた。</p> <p>8 産業殉職者霊堂奉賛会の(1 通知 2 資料 3 その他())で知り、応募した。</p> <p>9 (1 労働基準監督署 2 その他役所関係()) から紹介、勧め等があった。</p> <p>10 その他 ()</p>	
<p>取得資格</p>	<p><input type="checkbox"/>有 (内容:)</p> <p><input type="checkbox"/>無</p>	
<p>アルバイト</p>	<p><input type="checkbox"/>している (内容:)</p> <p><input type="checkbox"/>していない</p>	
<p>健康に関する事項</p>	<p>日常の体調</p>	<p><input type="checkbox"/>安定している <input type="checkbox"/>不安定である</p>
	<p>睡眠時間</p>	<p>通常、平均して () 時間/日</p>
	<p>運動習慣</p>	<p><input type="checkbox"/>有 (種類、頻度)</p> <p><input type="checkbox"/>無</p>
<p>教養娯楽に関する事項</p>	<p>読書又は図書館へ行くことの頻度</p>	
	<p>美術館、博物館、コンサート、観劇等に行く頻度</p>	
<p>奨学金</p>	<p><input type="checkbox"/>受けている (金額: 円/ 月)</p> <p>(支給団体:)</p> <p><input type="checkbox"/>受けていない</p>	
<p>労災就学等援護費の受給</p>	<p><input type="checkbox"/>受けている</p> <p><input type="checkbox"/>受けていない</p>	

2 添付書類		
① 在学証明書		在籍学校から交付を受けます。
② 成績証明書		在籍学校から交付を受けます（新入生は除きます。）。
③ 健康診断書		学校で受診した健康診断書又は本人が病院で受診の上、作成してもらったものを入手します。（直近1年以内に受診したもの） なお、在籍学校の担当者に事前に相談し、指導を受けます。
④所得証明書	ア．親等と生計を一（共）にする学生の場合	扶養者である親等（父、母、祖父母等）の所得証明書（課税・非課税証明書） 扶養者である親等に依頼して入手します。 ※世帯所在地がある市区町村役場が発行
	イ．自ら生計を営む応募学生の場合	応募学生本人の所得証明書（課税・非課税証明書） 応募学生本人が用意します。 ※世帯所在地がある市区町村役場が発行
⑤労災遺児等であることを証明する書面	ア．親等と生計を一（共）にする学生の場合	労働災害を被った（以下「被災した」という。）親の労働者災害補償保険「遺族補償年金証書」、「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写し 扶養者である親等に依頼して入手します。 ※労働基準監督署長が発行
		被災した親と応募学生との親子関係を証明する戸籍謄本（全部事項証明）（写し）
	イ．自ら生計を営む応募学生の場合	被災した応募学生本人の労働者災害補償保険「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写し 被災した応募学生本人が用意します。 ※労働基準監督署長が発行

応募書類確認欄

No.	書類名	チェック欄	
1	奨学金受給希望申込書	<input type="checkbox"/>	
2	奨学金受給希望学生推薦書	<input type="checkbox"/>	
3	在学証明書	<input type="checkbox"/>	
4	成績証明書 ※新生の場合は除く	<input type="checkbox"/>	
5	健康診断書（直近1年以内に受診のもの）	<input type="checkbox"/>	
6	所得証明書 （課税・非課税証明書）	親等と生計を一にする学生の場合は、 父、母、祖父母等のもの	<input type="checkbox"/>
		自ら生計を営む学生は、本人のもの	<input type="checkbox"/>
7	労働者災害補償保険年金証書の写し	<input type="checkbox"/>	
8	戸籍謄本（全部事項証明）（写し） ※応募学生自身が被災者の場合は除く	<input type="checkbox"/>	